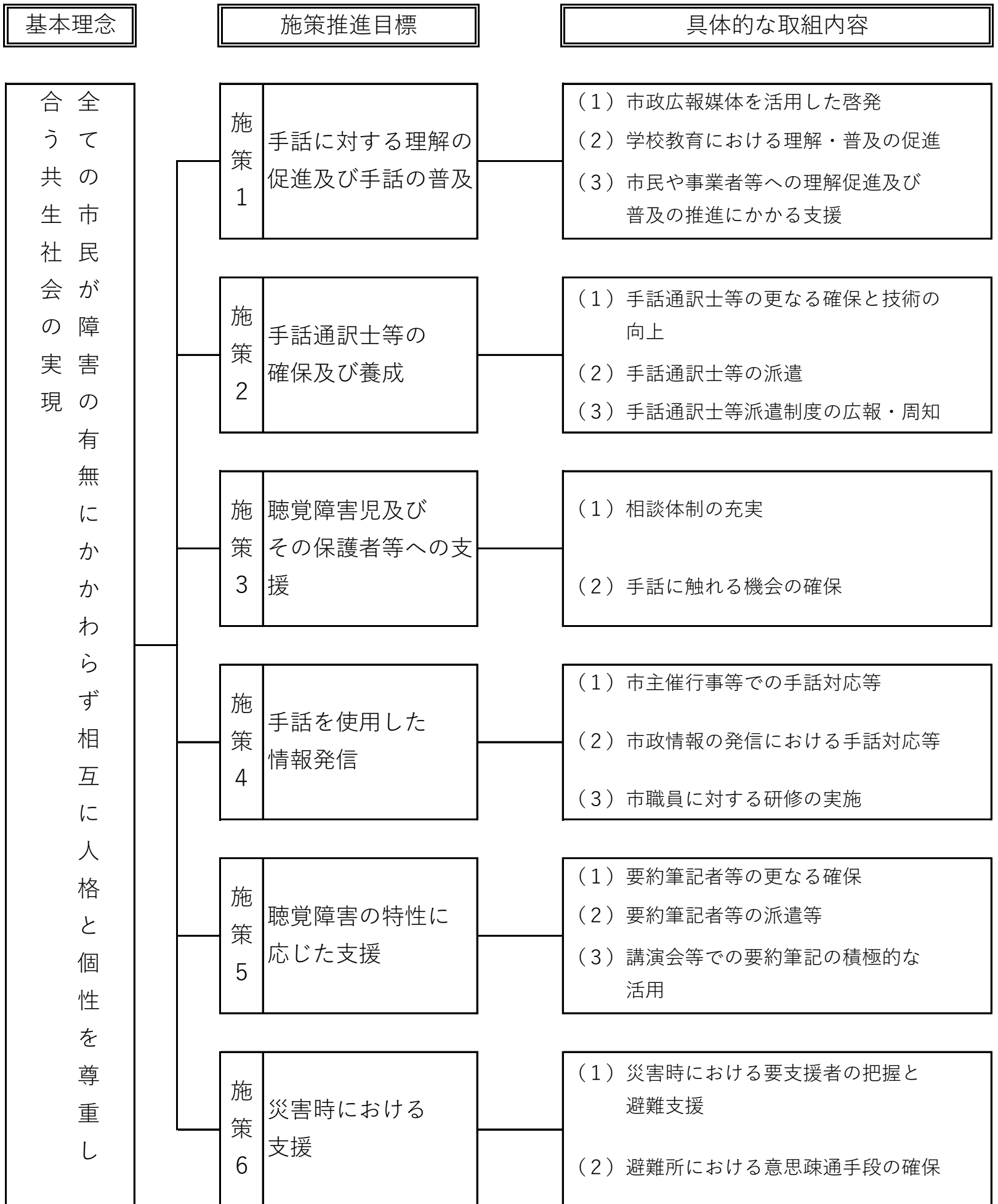


熊本市手話に関する施策の推進方針 体系図



分野別施策		1 手話に対する理解の促進及び手話の普及	
取り組み内容		(1) 市政広報媒体を活用した啓発活動（障がい福祉課、人権教育指導室）	
具体的な取り組み	推進方針本文	現在の取組状況	令和6年度以降の取り組み
		取組内容	取組内容
① 市民等の理解促進に向けた啓発活動	手話が言語であることや聴覚障がいへの理解など様々な観点から市民等の理解を促進するため、市政だよりや市ホームページをはじめ、市公式LINEやTwitter等のSNS等も活用した啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話言語条例及び手話に関する施策の推進方針、難聴に関する市民公開講座への案内等を市ホームページに掲載</li> <li>・聴覚障がいへの理解や手話言語条例の内容について紹介したパンフレットの作成</li> </ul> 【障がい福祉課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がいへの理解や手話言語条例、合理的配慮についての紹介を市政だよりや市ホームページに掲載</li> <li>・聴覚障がいへの理解や手話言語条例の内容について紹介した内容のパンフレットの作成・配布</li> </ul> 【障がい福祉課】
② 市民等が手話に触れる機会への情報発信	市民等が手話に親しみ、身近に触れる機会などを提供するため、日常の挨拶など基本的で簡易な手話を気軽に楽しく学べる動画を市ホームページ等に掲載するとともに、市公式LINEやX（旧Twitter）等でも発信します。	人権カレンダーの中に、その月に掲載されている人権啓発作品の言葉の手話をイラスト付きで掲載し、熊本市にゆかりのある方々がプレゼンターとなってレクチャーする動画を作成している。同じく短いメッセージ全文の動画も作成し、それぞれカレンダー内のQRコードから視聴できるようにして、啓発を図っている。 【人権教育指導室】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権カレンダーにおいて手話のイラストに加えて、児童・生徒出演による手話動画とメッセージ全文の手話動画を作成し、QRコードにてタブレット等で視聴できるようにし、より手話に親しめるようにする。</li> </ul> 【人権教育指導室】

分野別施策		1 手話に対する理解の促進及び手話の普及	
取り組み内容		(2) 学校教育における理解・普及の促進 (教育委員会 総合支援課)	
具体的な取り組み	推進方針本文	現在の取組状況	令和6年度以降の取り組み
		取組内容	取組内容
① 学校教育での取組の充実	学校教育の場における幼少期からの手話の理解の促進と普及を図るため、手話に関する学習や地域の聴覚障がいがある方との交流を通して、手話に接する機会や親しめる機会の創出など各学校における取組の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校・園に対し「手話言語条例」の普及啓発についての文書を発出し加えて、今月の歌に手話を入れて歌う等、参考事例の周知を図った。</li> <li>・小学校国語教科用図書において、手話について取り扱っている単元があり手話についての理解が進んでいる</li> <li>・小中学校において、総合的な学習の時間等を活用し、手話に触れる機会を設けている学校がある。</li> </ul> 【教育委員会 総合支援課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話に関するアンケート結果をもとに、手話に触れる参考事例を周知し取り組みの継続する。</li> <li>・幼稚園、小学校、中学校で手話に触れる機会を増やす (地域の聴覚障がいのある方や聾学校の児童生徒との交流を増やす)</li> </ul> 【教育委員会 総合支援課】
施策の方向性		(3) 市民や事業者等への理解促進及び普及の推進にかかる支援 (障がい福祉課、生涯学習課)	
具体的な取り組み	推進方針本文	現在の取組状況	令和6年度以降の取り組み
		取組内容	取組内容
① 市民・業者向けの手話講座等の開催	市民や事業者等が、ろう者との簡単な手話によるコミュニケーション能力を習得できるような機会を創出するため、市民・事業者向けの手話講座等の開催に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央区・東区・西区・南区にある公民館にて単発の市民向け初心者手話講座を開催 (計45人参加)</li> </ul> 【障がい福祉課】 令和5年度より、公設公民館の主催講座として市民向けに10回シリーズの「手話講座 (初級)」を実施している。講師はろう者福祉協会等に依頼し、区毎に1館で実施している。 令和5年度は、五福 (中央区)、東部 (東区)、西部 (西区)、幸田 (南区)、植木 (北区) で実施し、計104人が参加した。 【生涯学習課】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中級者向け手話講座についても検討しながら、引き続き市民向け手話講座を開催</li> </ul> 【障がい福祉課】 令和6年度以降も同様に区毎に1館で実施する予定である。 受講者のニーズを捉え、初級からステップアップした講座等の実施について検討していく。 【生涯学習課】

分野別施策		1 手話に対する理解の促進及び手話の普及	
施策の方向性		(3) 市民や事業者等への理解促進及び普及の推進にかかる支援（障がい福祉課）	
具体的な取り組み	推進方針本文	現在の取組状況	令和6年度以降の取り組み
		取組内容	取組内容
② 事業所等の養成に応じた手話通訳士等の派遣	事業者のろう者を対象としたサービス提供をはじめ、ろう者の従業員への配慮や従業員を対象とした手話講座の開催など事業者等の要請に応じた手話通訳士等の派遣を行います。	取組なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者サポート企業・団体に認定している企業などに対し、ろう者への理解、配慮がより進むよう、手話推進リーダーの養成や手話講座の開催を行うため、手話通訳士等の派遣を検討</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用推進のため、企業等に対し手話の理解や普及活動の実施検討</li> </ul>
③ ICT等を活用した手話通訳の環境整備	新型コロナウイルス感染症対策も踏まえたICT等を活用した手話通訳の環境整備にかかる市民や事業者等への情報提供や支援を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔手話通訳サービスの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔手話通訳サービスの提供の継続</li> <li>・障害者支援を行っているICT関連の企業から集音器やポケットーク等ろう者への配慮を行っている企業を市民に対し、情報提供方法の検討</li> </ul>

分野別施策		2 手話通訳士等の確保及び養成	
取り組み内容		(1) 手話通訳士等の更なる確保と技術の向上 (障がい福祉課)	
具体的な取り組み	推進方針本文	現在の取組状況	令和6年度以降の取り組み
		取組内容	取組内容
① 手話奉仕員養成事業の周知と推進	手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員など手話通訳士等の養成と更なる確保を図るため、手話奉仕員養成事業における幅広い年代からの多くの人に受講していただけるよう事業の周知と推進を図ります。	・手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座の市ホームページや市政だよりへの案内を掲載	・手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座の市ホームページや市政だよりへの案内を掲載を継続する
② 人材の確保	特に、高齢化により減少傾向にある手話通訳士の養成と確保に取り組むとともに、ニーズの高い平日の昼間帯に活動できる人材の確保にも努めます。	取組みなし	・関係団体と協力し、手話通訳士試験案内の広報・周知を行う ・早期退職者へ手話奉仕員養成事業の案内を行うことにより、通訳者の高齢化の減少や日中活動可能な人材の確保を行う
③ 研修期間への派遣	手話通訳士等の技術向上のため、全国手話研修センターや聴力障害者情報文化センター等の研修機関への派遣を行います。	取組みなし	・全国手話研修センターや聴力障害者情報文化センター等の研修機関への派遣に向けた予算の確保

分野別施策		2 手話通訳士等の確保及び養成	
取り組み内容		(2) 手話通訳士等の派遣 (障がい福祉課)	
具体的な取り組み	推進方針本文	現在の取組状況	令和6年度以降の取り組み
		取組内容	取組内容
①	手話通訳士等の確保・派遣	ろう者が安心して日常生活や社会生活が送れるよう、専門性の高い内容等にも対応できるコミュニケーション支援を行う手話通訳士等を確保し、利用者ニーズに応じた派遣を行うなど事業の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者等派遣事業にコーディネート費を設け、利用者ニーズに応じた派遣調整の拡充を図る</li> <li>・利用者ニーズに応じた派遣調整のため、コーディネーターの確保を継続する</li> </ul>
②	新たなサービス提供や環境整備等の検討	災害時やテレワークなど将来の働き方改革も踏まえて、ICT等を活用した手話サービスの遠隔化など新たなサービス提供のあり方や環境整備について、関係団体と連携しながら検討を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔手話通訳サービスの提供</li> <li>・遠隔手話通訳サービスの提供を継続する。また、同サービスの広報周知に務める</li> <li>・身近な窓口でも手話通訳ができるように、区役所や総合出張所にタブレットの設置の検討</li> </ul>
取り組み内容		(3) 手話通訳士等派遣制度の広報・周知 (障がい福祉課)	
具体的な取り組み	推進方針本文	現在の取組状況	令和6年度以降の取り組み
		取組内容	取組予定
①	制度の周知	市政だより等や市ホームページに加え、市公式LINEやTwitter等のSNS等を活用した制度の周知に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳士等派遣制度の市ホームページの掲載</li> <li>・手話通訳士等派遣制度の市ホームページや市政だより等の掲載し、制度の周知を図る。</li> <li>・手話通訳士等派遣制度のパンフレットの作成・配布を検討</li> </ul>
②	相談窓口等での啓発活動	障がい福祉サービス事業所はもとより、医療機関や介護施設等の相談窓口等に啓発にかかるパンフレット等を設置して、各方面からの普及啓発にも努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳士等派遣制度について紹介を含めたパンフレットの作成</li> <li>・手話通訳士等派遣制度のパンフレットの作成・配布について、医療機関、介護施設等への配布について協力を依頼先の検討</li> </ul>



分野別施策		3 聴覚障害児及びその保護者等への支援	
取り組み内容		(1) 相談体制の充実 (こども支援課)	
具体的な取り組み	推進方針本文	現在の取組状況	令和6年度以降の取り組み
		取組内容	取組内容
① 相談、支援に対する情報提供	保護者等から聴覚障がいに関する相談があった際に、区役所の担当部署や医療機関等と連携して、適切な対応、聴覚や手話獲得等の適切な選択が提供されるよう相談、支援に関する情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各区保健こども課の保健師が、新生児聴覚スクリーニング検査後のフォローを実施</li> <li>・3か月、7か月、1歳半健診、3歳児健診でのフォローを実施</li> <li>・診断がつくまでのフォロー、及び、診断後、県福祉総合相談所・専門医・療育支援へつないでいる</li> <li>・熊本県新生児聴覚検査協議会にて医療機関や療育関係機関及び親の会との意見交換を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本県新生児聴覚検査協議会にて医療機関や療育関係機関及び親の会との意見交換を継続する</li> <li>・聴覚検査の未受検者対策、要精検者への継続支援、療育機関へつなぐなど、聴覚や手話獲得等への選択につながるよう支援を行う</li> </ul>
取り組み内容		(2) 手話に触れる機会の確保 (こども支援課)	
具体的な取り組み	推進方針本文	現在の取組状況	令和6年度以降の取り組み
		取組実績	取組内容
① 手話に触れる機会の確保	聴覚障がいのある乳幼児やその家族を対象とした、手話による絵本の読み聞かせや、手話を活用している方々との交流の場を設けるなど、手話に触れる機会の確保に努めます。	聴覚障がいのある乳幼児やその家族へ、手話による絵本の読み聞かせや、交流の場として乳幼児教育相談「うさぎルーム」などのご案内	・手話に触れる機会として、手話による絵本の読み聞かせや、療育場所以外での手話に触れる機会について療育機関等と検討

分野別施策		4 手話を使用した情報発信	
取り組み内容		(1) 市主催行事等での手話対応等 (障がい福祉課)	
具体的な取り組み	推進方針本文	現在の取組状況	令和6年度以降の取り組み
		取組内容	取組内容
①	市主催行事等での手話対応などの配慮	市が主催する講演会や説明会等において、行事等の規模や内容、ろう者の参加状況等に応じて、手話通訳士等の配置や動画等へ字幕の挿入など、ろう者が安心して参加できる環境づくりに努めます。また、配置する際には、開催案内等の段階からの周知や手話通訳士等の配置場所を明示するよう配慮を行います。	市が主催する講演会、説明会、行事等において、手話通訳者等の配置や動画等への字幕の挿入などについて、継続して庁内周知に努める
取り組み内容		(2) 市政情報の発信における手話対応等 (障がい福祉課、広報課、観光政策課、)	
具体的な取り組み	推進方針本文	現在の取組状況	令和6年度以降の取り組み
		取組内容	取組内容
①	市政に関する重要な情報発信の場における手話通訳士等の配置	<p>各種審議会等の市政の重要な検討会議における手話通訳者等の配置 (必要な場合のみ) の庁内への周知【障がい福祉課】</p> <p>・市長記者会見における手話通訳士等の配置【広報課】</p>	<p>・各種審議会等の市政の重要な検討会議における手話通訳者等の配置 (必要な場合のみ) について引き続き庁内へ周知【障がい福祉課】</p> <p>・市長記者会見における手話通訳士等の配置の継続【広報課】</p>
②	市で作成する映像資料等での手話通訳映像などの挿入検討	<p>・市政広報番組における手話通訳映像や字幕の挿入【広報課】</p> <p>・当課が制作する映像資料等について、字幕の挿入の検討【観光政策課】</p>	<p>・市政広報番組における手話通訳映像や字幕の挿入の継続【広報課】</p> <p>・当課が制作する映像資料等について、字幕の挿入の検討【観光政策課】</p>



分野別施策		4 手話を使用した情報発信	
施策の方向性		(3) 市職員に対する研修の実施（人材育成センター、教育委員会 総合支援課）	
具体的な取り組み	推進方針本文	現在の取組状況	令和6年度以降の取り組み
		取組内容	取組内容
① 職員や教職員向けの研修	・聴覚障がいとろう者に対する理解を深めるとともに、区役所等の窓口や市民と接する機会、簡単な手話によるコミュニケーション力の向上を図るため、職員や教職員向けの研修を実施します。	<p>・新規採用職員研修にて、「障がい者への理解」の内容に手話についての実技研修を新規追加 【人材育成センター】</p> <p>・難聴学級・難聴通級担当者等を対象に研修を実施した。聴覚障がいの疑似体験や教材づくりを行い、理解を深めた。 ・新任の難聴学級・難聴通級担当者には、専門性の高い教員をメンターとして派遣する等人材育成の仕組みを整えた。 ・学校・園に対し「『手話言語条例』の普及啓発について」の文書を発出し、参考になるWEBサイトを周知し自己研鑽の環境整備を図った。 【教育委員会 総合支援課】</p>	<p>・新規採用職員研修にて手話についての実技研修を継続実施し、内容・実施時間を拡充することを検討 【人材育成センター】</p> <p>・聴覚障がいの疑似体験等実施継続を検討。 ・新任の難聴学級、難聴通級担当者とメンターとの育成状況を確認していく。 ・自己研鑽できる環境を、継続して周知していくことを検討。 【教育委員会 総合支援課】</p>

分野別施策		5 聴覚障害の特性に応じた支援		
取り組み内容		(1) 要約筆記者等の更なる確保 (障がい福祉課)		
具体的な取り組み	推進方針本文	現在の取組状況	令和6年度以降の取り組み	
		取組内容	取組内容	
①	要約筆記者等の確保に向けた養成事業の周知	要約筆記者等の更なる確保と拡充を図るため、熊本県と共同で実施している要約筆記者等養成事業に幅広い年代からの多くの人に受講していただけるよう事業の周知と推進を図ります。	要約筆記者養成講座について、市ホームページや市政だより、熊本市公式LINEへの案内を掲載	引き続き、要約筆記者養成講座について、市ホームページや市政だよりへの案内を掲載。
取り組み内容		(2) 要約筆記者等の派遣等 (障がい福祉課)		
具体的な取り組み	推進方針本文	現在の取組状況	令和6年度以降の取り組み	
		取組内容	取組予定	
①	要約筆記者等の派遣の周知と事業の推進	手話通訳士等派遣事業と同様、要約筆記者が必要な方が安心して社会生活等が送れるよう、利用者ニーズに応じた派遣を行うなど要約筆記者等派遣事業の推進を図るとともに、要約筆記者等派遣制度について、市政だよりや市ホームページ等の各種媒体を活用した周知に努めます。	要約筆記者派遣制度について、市ホームページや市政だより等へ掲載 要約筆記者派遣制度の紹介を含めたパンフレットの作成	要約筆記者派遣制度について、市ホームページや市政だより等に掲載し、制度の周知を継続する 要約筆記者派遣制度の紹介を含めたパンフレットの作成・配布
取り組み内容		(3) 講演会等での要約筆記の積極的な活用 (障がい福祉課)		
具体的な取り組み	推進方針本文	現在の取組状況	令和6年度以降の取り組み	
		取組内容	取組予定	
①	講演会等での環境整備	市が開催する説明会や市民が参加する行事等にコミュニケーション支援が必要な方が出席するときは、要約筆記者を配置するなど安心して参加することができる環境を整えます。	市が主催する講演会、説明会、行事等において、要約筆記者の配置などについて、庁内への周知	市が主催する講演会、説明会、行事等において、要約筆記者の配置などについて、引き続き庁内へ周知を行う

分野別施策		6 災害時における支援	
取り組み内容		(1) 災害時における要支援者の把握と避難支援 (健康福祉政策課、障がい福祉課)	
具体的な取り組み	推進方針本文	現在の取組状況	令和6年度以降の取り組み
		取組内容	取組内容
①	災害時の避難支援	災害時においては、地域団体や関係団体と連携して、聴覚障がいのある方への適切な避難支援に取り組みます。	・災害時要援護者避難支援制度や避難行動要支援者名簿を活用し、障がいのある方の避難支援体制を構築。 【健康福祉政策課】
取り組み内容		(2) 避難所における意思疎通手段の確保 (健康福祉政策課、障がい福祉課)	
具体的な取り組み	推進方針本文	現在の取組状況	令和6年度以降の取り組み
		取組内容	取組内容
①	手話ができる職員等の配置	災害時等における避難所においては、他の避難者と同等の情報が提供されるよう、手話ができる職員や協力ボランティア等の配置に努めます。	・聴覚障がい者(児)への手話や筆談による情報伝達を行う。 ・掲示板を活用した情報提供 【障がい福祉課】
②	避難所での意思疎通手段の確保	避難所内の情報伝達にあたっては、館内放送等の音声による伝達のほか、掲示板等による文字による伝達に努めるなど、避難所における意思疎通手段の確保に向けた環境整備に取り組みます。	・大規模災害の際、障がい者福祉施設や特別支援学校等に福祉避難所及び福祉子ども避難所を設置し、障がいのある方の避難環境を整える。 【健康福祉政策課】